

# 石綿含有産業廃棄物収集運搬に係る申出書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申出者  
住 所

氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

石綿含有産業廃棄物の運搬について、下記のとおり申し出ます。

## 記

- 1 石綿含有産業廃棄物は取扱いません。
- 2 次の石綿含有産業廃棄物を取扱います。なお、収集運搬にあたっては、法令を遵守し、裏面の基準に従い収集運搬します。

イ 廃プラスチック類

ロ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

ハ がれき類

ニ その他 ( )

※カッコ内に具体的に記入してください。

- 注)・石綿含有産業廃棄物の取扱いについて、いずれか該当する番号(1又は2)を○で囲んでください。
- ・「2」を選択した場合は、取り扱う産業廃棄物の種類(イ～ニ)を○で囲んでください。
  - ・「2」を選択した場合、当該産業廃棄物の排出工程等を確認させていただくことがあります。

(裏面)

### 石綿含有産業廃棄物の収集運搬及び積替え保管に関する指導方針（抜粋）

- (1) 石綿含有産業廃棄物を破砕又は切断することなく、収集運搬すること。（パッカー車及びプレスパッカー車は使用しないこと。）
- (2) 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿が飛散しないよう、その材質が容易に破損せず、かつ、内容物の状況が確認できる半透明又は透明の物で梱包又は石綿含有産業廃棄物であることを容器外側に表示した容器に入れ、かつ、シートで覆う等の措置を講ずること。
- (4) 梱包した石綿含有産業廃棄物は、検査など必要がある場合を除き、開梱しないこと。